

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年6月30日提出
【計算期間】	第13期(自 2019年10月8日至 2020年4月7日)
【ファンド名】	NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号（2020年7月1日以降：東京都江東区豊洲二丁目2番1号）
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号（2020年7月1日以降：東京都江東区豊洲二丁目2番1号）
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

JPX日経インデックス400[※]（「対象株価指数」といいます。）に連動する投資成果（基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。）を目指します。

※ JPX日経インデックス400は、東京証券取引所（市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ）に上場する全ての普通株式のうち、時価総額、売買代金、ROE等を基に、株式会社日本取引所グループ、株式会社東京証券取引所および株式会社日本経済新聞社が選定した、原則400銘柄で構成される株価指数です。2013年8月30日を起算日とし、その日の指数値を10,000ポイントとして計算されています。

ファンドの受益権は、金融商品取引所において時価により株式と同様に売買することができます。

■信託金の限度額■

ファンドの信託の限度額は、5兆円相当です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託の限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

① 受益権を上場します。

株式の組入比率を高位に維持するために、現金による解約は行なえないこととしていることからこれに代わる換金手段として、金融商品取引所により流通市場を提供するものです。

※金融商品取引所での売買

いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は1口以上1口単位です。

手数料は申込みの取り扱いの第一種金融商品取引業者等が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取り扱いの第一種金融商品取引業者等へお問い合わせください。

② ファンドの設定は株式によって行ないます。

ファンドの設定は原則として株式^(※)によって行ないます。

受益権の取得（追加設定）については、原則として、委託者が事前に提示する現物株式のポートフォリオ（以下「指定株式ポートフォリオ」といいます。）による設定に限定します。

投資家は指定株式ポートフォリオをもって受益権を取得します。なお、指定株式ポートフォリオの時価評価額が、取得する受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭にて設定するものとします。

また、投資家が指定株式ポートフォリオに含まれる株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）

す。）である場合には、原則として、指定株式ポートフォリオの時価総額のうち当該発行会社の株式の時価総額に相当する金額および、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額(当該時価総額の0.15%の額)を当該株式に代えて金銭にて設定するものとします。

(※)ファンドの設定は、以下に示す要件をすべて満たす、委託者の指定する有価証券等(これを「信託適格有価証券等」といいます。)によって行なわれます。

- 1.原則として対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること
- 2.原則として有価証券の株数の比率が、運用の基本方針に沿ったものであること
- 3.投資信託及び投資法人に関する法律施行令ならびに同法律施行規則に定めるものであること

③ 追加設定は一定口数以上の申込みでないと行なうことはできません。

対象株価指数に連動する投資成果という目的の支障とならないようにするために、追加設定をポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。

④ 受益権と株式を交換することができます。

一定口数以上の受益権を有する投資家は、それに相当する信託財産中の有価証券ポートフォリオと交換することができます。

基準価額と金融商品取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、金融商品取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。

なお、投資家が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、交換必要口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。

⑤ 収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行なわれます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単 位 型 追 加 型	国 内	株 式	MMF	インデックス型
	海 外	債 券	MRF	
	内 外	不動産投信 その他資産 () 資産複合	ETF	特 殊 型

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式	年1回	グローバル	
一般	年2回		
大型株			
中小型株		日本	日経225
債券	年4回	北米	
一般	年6回	欧州	
公債	(隔月)		
社債		アジア	T O P I X
その他債券	年12回	オセアニア	
クレジット属性	(毎月)		
()	日々	中南米	
不動産投信	その他	アフリカ	その他
その他資産	()	中近東	(JPX日経インデックス
()		(中東)	400)
資産複合		エマージング	
()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

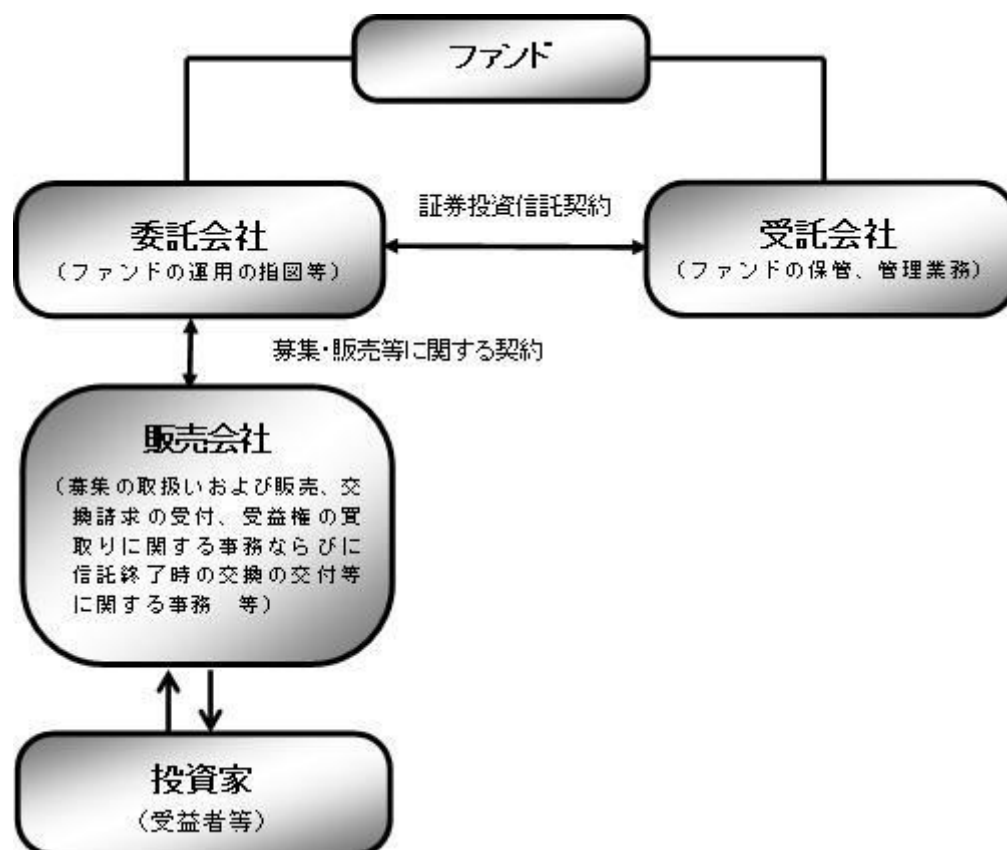
[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2014年1月24日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2014年1月28日	受益権を東京証券取引所に上場

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

■委託会社の概況(2020年5月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

- ①ファンドは、JPX日経インデックス400に採用されている銘柄の株式および採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を、対象株価指数の算出ルールに基づき計算された対象株価指数における個別銘柄の構成比率から算出される株数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、対象株価指数に連動する投資成果を目指します。
- ②次の場合には、上記①に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。
- ア.対象株価指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
 - イ.対象株価指数における、その採用銘柄の変更または資本異動等対象株価指数における個別銘柄の構成比率の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合
 - ウ.追加信託または交換が行なわれた場合
 - エ.その他連動性を維持するために必要な場合
- ③投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）または店頭売買有価証券登録原簿に登録（登録予定を含みます。）されている銘柄のうち、対象株価指数に採用されている銘柄の株式および採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。なお、対象株価指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- ④上記①にかかわらず、対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、対象株価指数に採用されている銘柄の株式および採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行なった場合と同様の損益を実現する目的で、補完的に対象株価指数またはその他のわが国の株価指数を対象とした先物取引の買建を行なう場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■JPX日経インデックス400の著作権等について■

「JPX日経インデックス400」は、株式会社日本取引所グループ及び株式会社東京証券取引所（以下、総称して「JPXグループ」といいます。）並びに株式会社日本経済新聞社（以下、「日経」といいます。）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、「JPXグループ」及び「日経」は、「JPX日経インデックス400」自体及び「JPX日経インデックス400指数」を算出する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

「JPX日経インデックス400」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て「JPXグループ」及び「日経」に帰属しています。

「NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信」は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、「JPXグループ」及び「日経」は、その運用及び「NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信」の取引に関して、一切の責任を負いません。

「JPXグループ」及び「日経」は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。

「JPXグループ」及び「日経」は、「JPX日経インデックス400」の構成銘柄、計算方法、その他「JPX日経インデックス400」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

（２）【投資対象】

わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち、対象株価指数に採用されている銘柄の株式および対象株価指数に採用が決定された銘柄の株式とします。

①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「②運用の指図範囲（ii）」第7号に定めるものに限りまゝす。）に係る権利

ハ.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ.金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

②運用の指図範囲(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産を、株式に対する投資として運用することを指図します。

(ii) 委託者は、信託財産に属する金銭を上記「(1)投資方針」にしたがって株式に投資するまでの間、または対象株価指数に連動する投資成果（基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。）を目指すため、次の各号により運用することを指図することができます。

1.預金

2.指定金銭信託（信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）に表示されるべきものを除きます。）

3.コール・ローン

4.手形割引市場において売買される手形

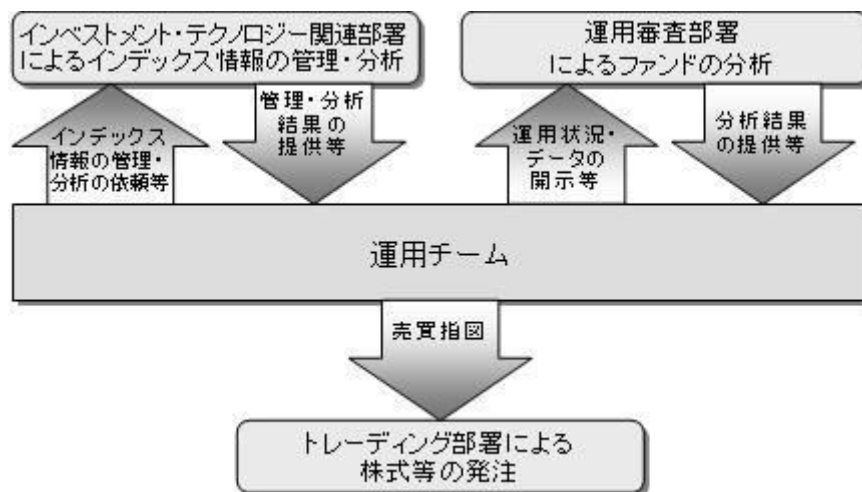
5.信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

6.預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

7.対象株価指数またはその他のわが国の株価指数を対象とした株価指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、株価指数に係るものをいいます。以下同じ。）

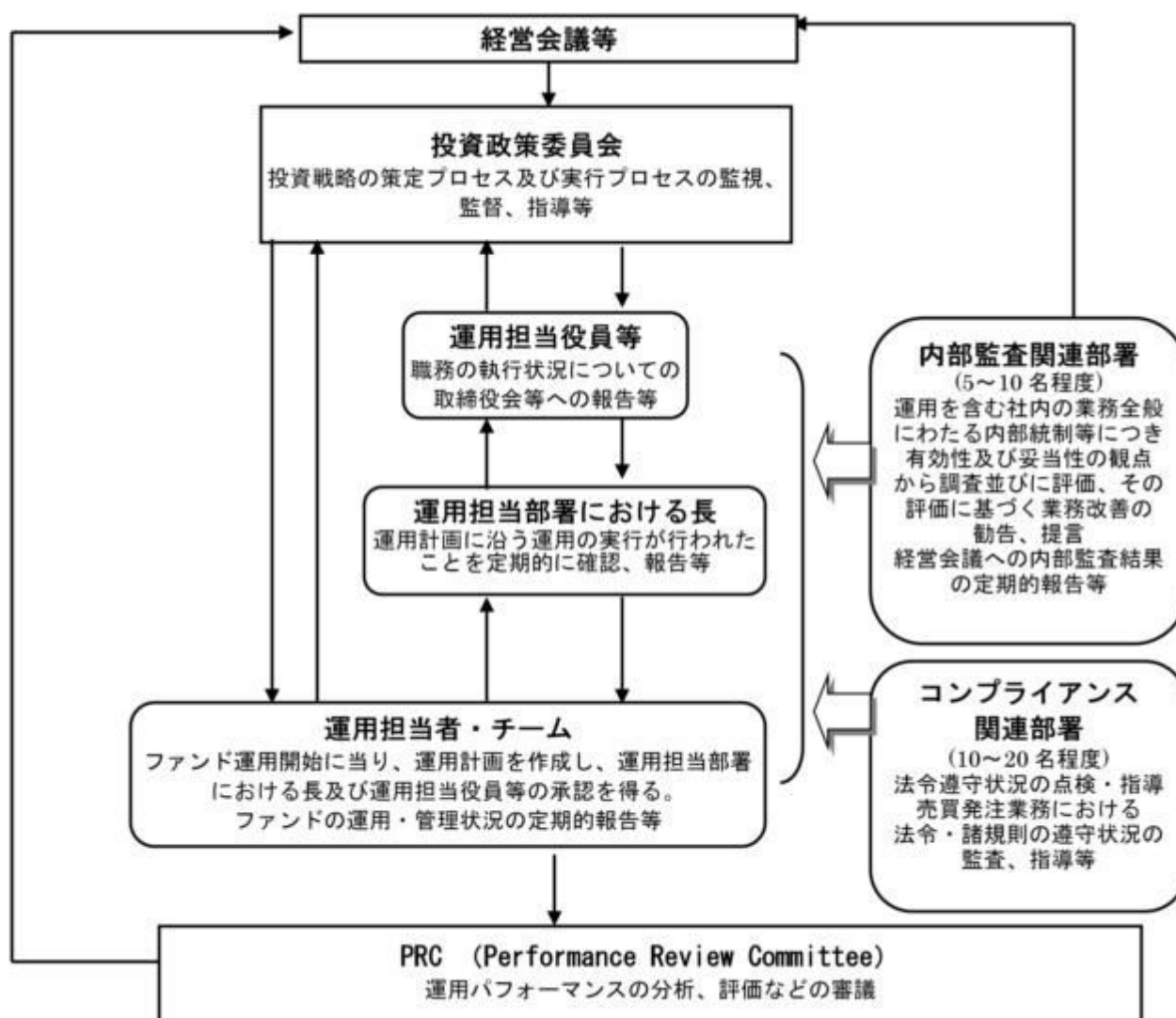
（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。
- ② 売買益が生じても、分配は行ないません。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

*将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

①運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・株式への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ・デリバティブの利用は、運用の基本方針にしたがって株式に投資するまでの間、または対象株価指数に連動する投資成果を目指す目的に限るものとし、対象株価指数またはその他のわが国の株価指数を対象とした先物取引の買建に限り、補完的に行なうことができます。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を下記(ii)に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
- (ii) 上記(i)の株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式

の時価合計額を超えないこととします。

(iii) 上記(ii)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iv) 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

③特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

④外国為替予約取引の指図および範囲(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ii) 上記(i)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(iii) 上記(ii)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(iv) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《対象株価指数と基準価額の主な乖離要因》

ファンドは、基準価額が対象株価指数の動きと連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

①個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと

②同指数の構成銘柄異動や個別銘柄の資本異動、その他一部の交換の場合等によってポートフォリオの

調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること

- ③追加設定の一部が金銭にて行なわれた場合、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
- ④対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
- ⑤先物取引を利用した場合、先物価格と同指数との間に価格差があること
- ⑥信託報酬等のコスト負担があること

＊対象株価指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ファンドの基準価額と対象株価指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象株価指数との連動または上回ることを保証するものではありません。
- ◆ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。
- ◆ファンドは、受益権の口数が20営業日連続して10万口を下回った場合、上場廃止のうえ信託終了となりますのでご注意ください。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

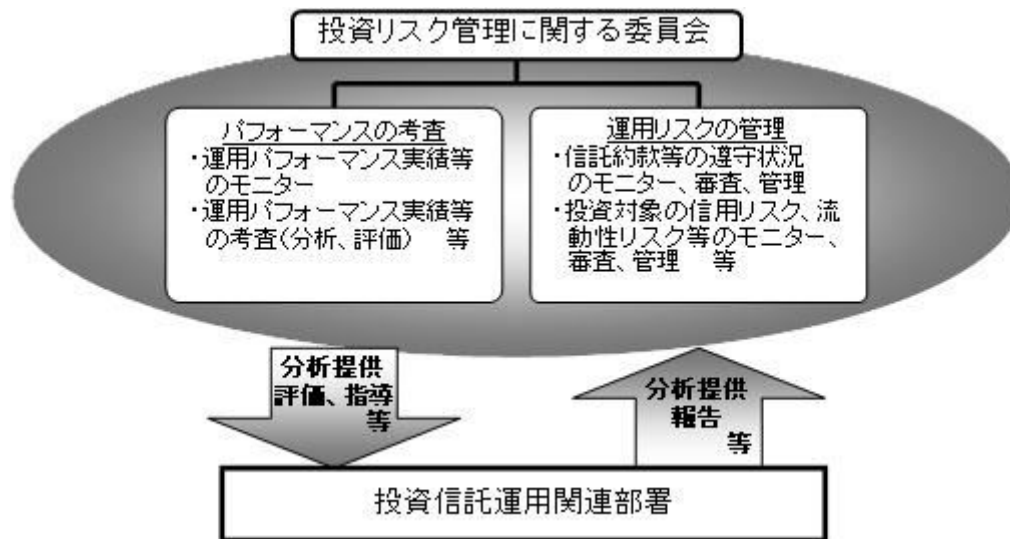
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

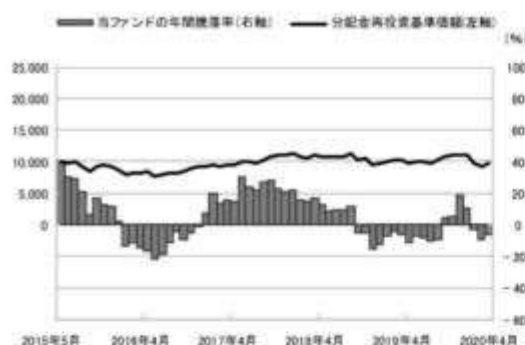


※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較

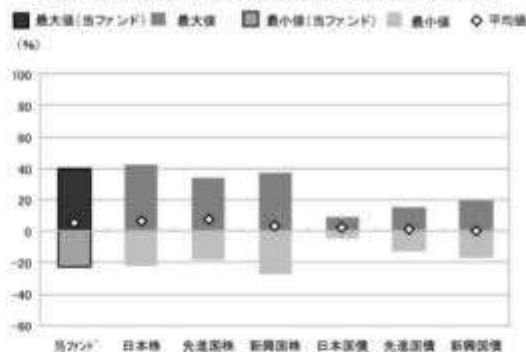
(2015年5月末～2020年4月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉



- ※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2015年5月末を10,000として指数化しております。
- ※ 年間騰落率は、2015年5月から2020年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	40.3	41.9	34.1	37.2	9.3	15.3	19.3
最小値(%)	△22.1	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値(%)	5.4	6.1	7.5	3.5	1.9	1.1	0.4

- ※ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※ 2015年5月から2020年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ※ 決算日に対応した数値とは異なります。
- ※ 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株: 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI国債
- 先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所に所有されています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてはここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や損益を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になる可能性もあります。米国のJP Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての奨励、保障または販売促進を行いません。証券成り又は金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる成り又はそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSC, JPM Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所: 株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が独自に定める額[※]とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

取得時手数料は、ファンドの取得に関する事務手続き等の対価として、取得時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

販売会社は、受益者が交換を行なうときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

また、受益権の買取りを行なうときは、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

交換時手数料は、ファンドの交換に関する事務手続き等の対価として、交換時に頂戴するものです。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。ただし、第1号により計算した額(税抜)に、第2号により計算した額(税抜)を加えた額は、信託財産の純資産総額に年0.25%の率を乗じて得た額を超えないものとします。

- 1.信託財産の純資産総額に年0.22%(税抜年0.20%)以内で委託会社が定める率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、2020年6月30日現在の信託報酬率およびその配分については純資産総額の残高に応じて次の通りとします。

純資産総額	5,000億円以下の部分	5,000億円超 1兆5,000億円以下の部分	1兆5,000億円超の部分
信託報酬率	年0.22% (税抜年0.20%)	年0.176% (税抜年0.16%)	年0.132% (税抜年0.12%)
委託会社(税抜)	年0.15%	年0.12%	年0.09%
受託会社(税抜)	年0.05%	年0.04%	年0.03%

- 2.株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の44%(税抜40%)以内の額とし、その配分については、委託会社は80%、受託会社は20%とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

- ① ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、受益権の上場に係る費用および対象株価指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下、「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。なお、ファンドから支払わない金額については、委託会社の負担となり、委託会社が受領する信託報酬中から支払います。

＜商標使用料＞

2020年6月30日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、最大年0.044%(税抜年0.04%)を乗じて得た額

純資産総額	商標使用料(税抜)
5,000億円以下の部分	年0.04%
5,000億円超1兆円以下の部分	年0.035%
1兆円超の部分	年0.03%

＜上場に係る費用＞

2020年6月30日現在、受益権の上場に係る費用は以下の通りです。

- ・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。
- ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%)。

- ② ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。
- ③ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

①個人の受益者に対する課税

●受益権の売却時

売却時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

●収益分配金の受取り時

分配金については、20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

●受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
^(注1) ・特定公社債の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

●受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

●収益分配金の受取り時

収益分配金の益金不算入の対象となります。

益金不算入の限度は株式の配当金と同様の取扱いとなります。

●受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

なお、税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2020年4月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2020年4月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	759,132,468,470	96.77
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	25,313,805,959	3.22
合計（純資産総額）		784,446,274,429	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	25,176,850,000	3.20

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	株式	ソニー	電気機器	2,018,600	6,690.09	13,504,615,674	6,932.00	13,992,935,200	1.78
2	日本	株式	キーエンス	電気機器	340,900	35,806.63	12,206,481,944	38,770.00	13,216,693,000	1.68
3	日本	株式	任天堂	その他製品	292,100	43,197.26	12,617,922,340	44,650.00	13,042,265,000	1.66
4	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	1,826,000	6,618.39	12,085,189,887	6,666.00	12,172,116,000	1.55
5	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	3,044,500	3,471.61	10,569,342,895	3,883.00	11,821,793,500	1.50
6	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	4,757,500	2,594.58	12,343,723,341	2,443.00	11,622,572,500	1.48
7	日本	株式	NTTドコモ	情報・通信業	3,453,300	3,381.90	11,678,736,639	3,148.00	10,870,988,400	1.38
8	日本	株式	KDDI	情報・通信業	3,483,900	3,250.44	11,324,238,395	3,109.00	10,831,445,100	1.38
9	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2,244,700	4,130.03	9,270,679,597	4,633.00	10,399,695,100	1.32
10	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	3,261,100	2,645.66	8,627,771,289	3,182.00	10,376,820,200	1.32
11	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	23,703,500	415.57	9,850,604,975	434.30	10,294,430,050	1.31
12	日本	株式	第一三共	医薬品	1,363,400	7,074.35	9,645,177,444	7,382.00	10,064,618,800	1.28
13	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	3,751,100	2,355.84	8,836,994,809	2,610.50	9,792,246,550	1.24
14	日本	株式	信越化学工業	化学	801,200	11,166.45	8,946,565,135	12,015.00	9,626,418,000	1.22
15	日本	株式	花王	化学	1,140,700	8,830.77	10,073,264,704	8,316.00	9,486,061,200	1.20
16	日本	株式	HOYA	精密機器	951,400	9,660.20	9,190,719,886	9,866.00	9,386,512,400	1.19
17	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3,148,600	2,723.85	8,576,317,969	2,844.00	8,954,618,400	1.14
18	日本	株式	ダイキン工業	機械	607,000	13,719.83	8,327,938,515	14,005.00	8,501,035,000	1.08
19	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,661,400	5,007.00	8,318,629,800	5,086.00	8,449,880,400	1.07

20	日本	株式	村田製作所	電気機器	1,399,500	5,622.63	7,868,880,975	6,019.00	8,423,590,500	1.07
21	日本	株式	ファナック	電気機器	452,700	14,367.33	6,504,092,592	17,830.00	8,071,641,000	1.02
22	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	63,850,600	123.98	7,916,450,166	125.80	8,032,405,480	1.02
23	日本	株式	三菱商事	卸売業	3,292,700	2,234.83	7,358,633,436	2,300.00	7,573,210,000	0.96
24	日本	株式	日立製作所	電気機器	2,289,200	3,137.83	7,183,139,672	3,241.00	7,419,297,200	0.94
25	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	4,130,800	1,657.40	6,846,398,166	1,786.50	7,379,674,200	0.94
26	日本	株式	SMC	機械	149,500	47,315.60	7,073,683,298	49,000.00	7,325,500,000	0.93
27	日本	株式	日本電産	電気機器	1,146,600	5,468.42	6,270,092,735	6,286.00	7,207,527,600	0.91
28	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	3,282,000	2,138.95	7,020,045,495	2,125.00	6,974,250,000	0.88
29	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	302,300	22,107.64	6,683,142,408	22,940.00	6,934,762,000	0.88
30	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	396,100	17,546.99	6,950,366,116	17,005.00	6,735,680,500	0.85

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.06
		鉱業	0.22
		建設業	2.49
		食料品	3.83
		繊維製品	0.36
		パルプ・紙	0.13
		化学	7.29
		医薬品	7.30
		石油・石炭製品	0.54
		ゴム製品	0.69
		ガラス・土石製品	0.68
		鉄鋼	0.43
		非鉄金属	0.56
		金属製品	0.26
		機械	4.80
		電気機器	15.58
		輸送用機器	5.51
		精密機器	2.92
		その他製品	2.36
		電気・ガス業	1.40
		陸運業	4.59
		空運業	0.43
		情報・通信業	8.55
		卸売業	4.61
		小売業	4.58
		銀行業	4.52
		証券、商品先物取引業	0.86
		保険業	2.69

	その他金融業	1.10
	不動産業	2.42
	サービス業	4.87
合 計		96.77

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	J P X日経インデックス400 (2020年06月限)	買建	19,300	日本円	24,655,750,000	25,176,850,000	3.20

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2020年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格（円）
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第1計算期間	(2014年 4月 7日)	22,804	23,004	10,865.0000	10,960.0000	10,910
第2計算期間	(2014年10月 7日)	100,938	101,686	11,743.0000	11,830.0000	11,750
第3計算期間	(2015年 4月 7日)	213,866	215,519	14,366.0000	14,477.0000	14,380
第4計算期間	(2015年10月 7日)	228,408	230,267	13,393.0000	13,502.0000	13,400
第5計算期間	(2016年 4月 7日)	232,106	234,510	11,490.0000	11,609.0000	11,480
第6計算期間	(2016年10月 7日)	295,021	297,677	12,107.0000	12,216.0000	12,090
第7計算期間	(2017年 4月 7日)	417,199	421,322	13,359.0000	13,491.0000	13,360
第8計算期間	(2017年10月 7日)	523,810	528,272	14,909.0000	15,036.0000	14,920
第9計算期間	(2018年 4月 7日)	597,108	602,908	15,236.0000	15,384.0000	15,250
第10計算期間	(2018年10月 7日)	721,635	728,212	15,910.0000	16,055.0000	15,920
第11計算期間	(2019年 4月 7日)	727,050	735,380	14,489.0000	14,655.0000	14,480
第12計算期間	(2019年10月 7日)	797,394	805,875	14,103.0000	14,253.0000	14,090
第13計算期間	(2020年 4月 7日)	740,948	750,796	12,639.0000	12,807.0000	12,650
2019年 4月末日		771,293	—	14,423.0000	—	14,430
5月末日		715,660	—	13,494.0000	—	13,520
6月末日		751,294	—	13,878.0000	—	13,860
7月末日		763,651	—	13,975.0000	—	13,990
8月末日		752,385	—	13,546.0000	—	13,530

9月末日	813,626	—	14,390.0000	—	14,350
10月末日	842,790	—	14,952.0000	—	14,940
11月末日	856,787	—	15,221.0000	—	15,220
12月末日	857,168	—	15,438.0000	—	15,440
2020年 1月末日	851,723	—	15,149.0000	—	15,150
2月末日	781,644	—	13,636.0000	—	13,640
3月末日	748,926	—	12,776.0000	—	12,790
4月末日	784,446	—	13,157.0000	—	13,110

※決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

②【分配の推移】

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2014年 1月24日～2014年 4月 7日	95.0000円
第2計算期間	2014年 4月 8日～2014年10月 7日	87.0000円
第3計算期間	2014年10月 8日～2015年 4月 7日	111.0000円
第4計算期間	2015年 4月 8日～2015年10月 7日	109.0000円
第5計算期間	2015年10月 8日～2016年 4月 7日	119.0000円
第6計算期間	2016年 4月 8日～2016年10月 7日	109.0000円
第7計算期間	2016年10月 8日～2017年 4月 7日	132.0000円
第8計算期間	2017年 4月 8日～2017年10月 7日	127.0000円
第9計算期間	2017年10月 8日～2018年 4月 7日	148.0000円
第10計算期間	2018年 4月 8日～2018年10月 7日	145.0000円
第11計算期間	2018年10月 8日～2019年 4月 7日	166.0000円
第12計算期間	2019年 4月 8日～2019年10月 7日	150.0000円
第13計算期間	2019年10月 8日～2020年 4月 7日	168.0000円

③【収益率の推移】

	計算期間	収益率
第1計算期間	2014年 1月24日～2014年 4月 7日	△5.7%
第2計算期間	2014年 4月 8日～2014年10月 7日	8.9%
第3計算期間	2014年10月 8日～2015年 4月 7日	23.3%
第4計算期間	2015年 4月 8日～2015年10月 7日	△6.0%
第5計算期間	2015年10月 8日～2016年 4月 7日	△13.3%
第6計算期間	2016年 4月 8日～2016年10月 7日	6.3%
第7計算期間	2016年10月 8日～2017年 4月 7日	11.4%
第8計算期間	2017年 4月 8日～2017年10月 7日	12.6%
第9計算期間	2017年10月 8日～2018年 4月 7日	3.2%
第10計算期間	2018年 4月 8日～2018年10月 7日	5.4%
第11計算期間	2018年10月 8日～2019年 4月 7日	△7.9%

第12計算期間	2019年 4月 8日～2019年10月 7日	△1.6%
第13計算期間	2019年10月 8日～2020年 4月 7日	△9.2%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2014年 1月24日～2014年 4月 7日	2,098,932	—	2,098,932
第2計算期間	2014年 4月 8日～2014年10月 7日	6,693,631	196,877	8,595,686
第3計算期間	2014年10月 8日～2015年 4月 7日	12,092,932	5,801,234	14,887,384
第4計算期間	2015年 4月 8日～2015年10月 7日	5,893,491	3,727,008	17,053,867
第5計算期間	2015年10月 8日～2016年 4月 7日	5,893,904	2,746,309	20,201,462
第6計算期間	2016年 4月 8日～2016年10月 7日	7,691,217	3,524,640	24,368,039
第7計算期間	2016年10月 8日～2017年 4月 7日	9,983,580	3,120,808	31,230,811
第8計算期間	2017年 4月 8日～2017年10月 7日	9,592,536	5,690,130	35,133,217
第9計算期間	2017年10月 8日～2018年 4月 7日	11,692,627	7,636,419	39,189,425
第10計算期間	2018年 4月 8日～2018年10月 7日	9,592,741	3,425,840	45,356,326
第11計算期間	2018年10月 8日～2019年 4月 7日	5,695,205	873,475	50,178,056
第12計算期間	2019年 4月 8日～2019年10月 7日	8,386,829	2,024,401	56,540,484
第13計算期間	2019年10月 8日～2020年 4月 7日	5,195,369	3,113,856	58,621,997

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

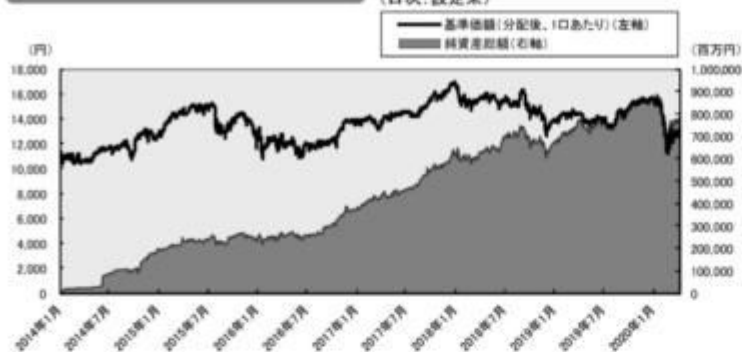
※解約口数は交換口数を表示しております。

《参考情報》

運用実績（2020年4月30日現在）

基準価額・純資産の推移

（日次：設定来）



分配の推移

（1口あたり、課税前）

2020年4月	168 円
2019年10月	150 円
2019年4月	166 円
2018年10月	145 円
2018年4月	148 円
設定来累計	1,666 円

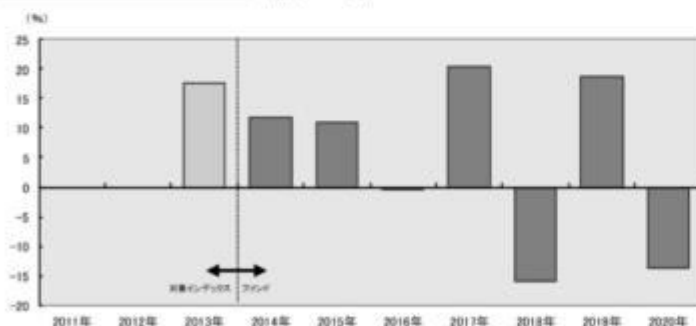
主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（％）
1	ソニー	電気機器	1.8
2	キーエンス	電気機器	1.7
3	任天堂	その他製品	1.7
4	トヨタ自動車	輸送用機器	1.6
5	武田薬品工業	医薬品	1.5
6	日本電信電話	情報・通信業	1.5
7	NTTドコモ	情報・通信業	1.4
8	KDDI	情報・通信業	1.4
9	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.3
10	リクルートホールディングス	サービス業	1.3

年間収益率の推移

（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・対象インデックスは、2013年8月30日を起算日として計算されているため、2011年から2012年の期間は対象インデックスが存在しないことから、記載を行っておりません。
- ・2013年は8月30日から年末までの対象インデックスの収益率。
- ・2014年は設定日（2014年1月24日）から年末までのファンドの収益率。
- ・2020年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。
- ・取得申込みの受付については、取得申込受付日の前営業日（「取得申込日」といいます。）の午後4時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当該取得申込受付日の受付分とします。

なお、原則として、次の各号の期日および期間（以下「申込不可日」という場合があります。）には、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、次に該当する申込不可日であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される申込不可日（第5号に掲げるものを除きます。）における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付を行なうことができます。

1. 毎月最終営業日の前営業日
2. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
3. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々5営業日前から起算して6営業日以内
4. ファンドの決算日の前月最終営業日の2営業日前からファンドの決算日の前営業日まで
5. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・販売の単位は、1ユニット以上1ユニット単位とします。

なお、「ユニット」とは、対象株価指数に連動すると委託者が想定する、1単位の株式のポートフォリオに相当する口数の受益権をいいます。

1ユニットの受益権の口数^{※1}は、10万口の整数倍とし、取得申込受付日に委託者が定めます。

※1 信託財産が運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が対象株価指数に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオ（原則日々公表するものとします。）を構成する銘柄の株式につき金融商品取引所または認可金融商品取引業協会（店頭売買有価証券市場で取引される銘柄の株式の場合）が定める一売買単位（「取引所売買単位」といいます。）の整数倍の株数をもって受益権を取得するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めます。

- ・受益権の取得（追加設定）については、原則として、委託会社が事前に提示する現物株式のポートフォリオ（「指定株式ポートフォリオ」といいます。）による設定に限定します。
- ・取得申込日の2営業日前までに、申込ユニット数に応じた指定株式ポートフォリオを販売会社に提示します。
- ・取得申込者は、取得申込のユニット数に応じた指定株式ポートフォリオを取得申込日から起算して3営業日目までに、販売会社に保護預けをするものとします^{※2}。

※2 取得申込者が、指定株式ポートフォリオに含まれる株式の発行会社またはその子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。)である場合には、原則として、取得申込者は、指定株式ポートフォリオにおける当該株式の時価総額に相当する金額および、当該株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額(当該時価総額の0.15%の額)を当該株式に代えて金銭にて、取得申込日から起算して3営業日目までに販売会社に支払うものとします。

- ・取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合には、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。）は、取得申込を取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。
また、当該通知が取得申込の取次ぎの際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込を取次いだ販売会社がその責を負うものとします。
- ・指定株式ポートフォリオの時価評価額が取得する受益権の評価額に満たない場合は、取得申込者は、その差額に相当する金額を取得申込日から起算して3営業日目までに販売会社に支払うものとします。
- ・受益権の販売価額は、取得申込受付日(取得申込日の翌営業日)の基準価額とします。
- ・金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で受益権の取得申込みの受け付けを停止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

※ 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する指定株式ポートフォリオ等（株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

受託者は、追加信託にかかる指定株式ポートフォリオ等について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

(a)信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

(b)受益権と信託財産に属する株式との交換

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、交換請求受付日の前営業日（「交換申込日」といいます。）までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対

する持分に相当する株式との交換（「交換」といいます。）を請求することができます。なお、交換申込日の午後4時まで委託者に交換の連絡をして受理されたものを、交換の申込みとして取扱います。

上記にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第5号に掲げるものを除きます。）における交換請求については、当該交換請求の受付けを行なうことができます。

1. 毎月最終営業日およびその前営業日
2. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
3. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々5営業日前から起算して7営業日以内
4. ファンドの決算日の前月最終営業日の2営業日前からファンドの決算日の前営業日まで
5. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

なお、交換請求の受付けを停止した場合には、受益者は当該受付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとしします。

- ・ 交換の単位は、信託財産に属する銘柄の株式の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が対象株価指数に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオを構成する銘柄の株式につき取引所売買単位の整数倍の株数と交換するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めるもの（以下「最小交換口数」といいます。）とし、10万口とします。

なお、対象株価指数の値上がりなどにより、基準とする口数は変更されることがあります。

- ・ 受益者が、交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって、販売会社所定の方法で行なうものとしします。
- ・ 販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとしします。振替機関は、当該抹消に係る手続きおよび交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび交換株式の振替日における抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したものとして取り扱います。

- ・ 交換の価額は、交換請求受付日（交換申込日の翌営業日）の基準価額とします。
- ・ 販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとしします。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情

があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で交換請求の受付けを停止すること、およびすでに受付けた交換請求の受付けを取り消す場合があります。

また、交換請求の受付けを停止した場合には、受益者は当該受付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算されたものとします。

- ・ 交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

また、当該通知が交換の請求の取次ぎの際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ販売会社がその責を負うものとします。

（交換で交付する銘柄・株数の計算）

受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求受付日（交換申込日の翌営業日）の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍（以下「単位株数」といいます。）とします。

なお、具体的な計算方法は、原則として以下の通りです。

I 交換申込日の翌営業日における、信託財産中の株式時価総額のうち、交換口数分の概算株式時価総額を計算します。

II 上記 I で求めた時価総額に、ファンドが保有している銘柄の時価構成比率を乗じ、銘柄毎の時価で除した各銘柄の株数を計算します。

III 上記 II で求めた各銘柄の株数を、単位株数の整数倍に、単位株数未満を四捨五入することにより調整します。（これを「仮交換ポートフォリオ」とします。）

IV 上記 III で求めた仮交換ポートフォリオに各銘柄の時価を乗じ、仮交換ポートフォリオの時価総額を計算します。

V 上記 IV で求めた仮交換ポートフォリオの時価総額が上記 I で求めた交換口数分の概算株式時価総額を下回っている場合は、当該仮交換ポートフォリオを交換ポートフォリオとします。

逆に、上回っている場合は仮交換ポートフォリオについて、以下の調整を行ないます。

(i) 上記 III における四捨五入の結果、繰り上げた金額（「繰り上げた株数×当該銘柄の株価」をいい、以下「繰上金額」といいます。）が一番大きい銘柄を1単位株数分減じ、これを新たな仮交換ポートフォリオとします。

(ii) 新たな仮交換ポートフォリオの時価総額が上記 I で求めた交換口数分の概算株式時価総額を下回っている場合は、当該仮交換ポートフォリオを交換ポートフォリオとします。

逆に、上回っている場合は、III における繰上金額が次に大きい銘柄を1単位株数分減じ、これを新たな仮交換ポートフォリオとします。

(iii) 上記 (ii) を繰り返します。

VI 原則として、上記 V で求めた交換ポートフォリオを構成する銘柄・株数が交換で交付する銘柄・株数となります。

なお、交換を請求した受益者が複数いる場合等において、四捨五入による丸め誤差の影響等により、各受益者毎の交換株数の合計がファンドで保有する株数を超過してしまう銘柄が生じた場合等には、交換

ポートフォリオから当該銘柄を1単位株数分減じる等の調整を行なう場合があります。

※交換により交付する銘柄は、必ずしも対象株価指数を構成する全ての銘柄になる訳ではありません。また、交換により交付する個別銘柄の構成比は、必ずしも対象株価指数を構成する個別銘柄の構成比と等しくなる訳ではありません。

(交換する受益権口数の確定)

委託者は、受益者が最小交換口数の整数倍の振替受益権をもって交換の請求を行ない、その請求を受付けた場合には、受益者から提示された口数の受益権から受益者が取得できる個別銘柄の株式の株数を計算し、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切上げます。以下「交換必要口数」といいます。）を確定します。

委託者は、受益者に対し、交換必要口数の受益権と信託財産に属する株式のうち取引所売買単位の整数倍となる株式を交換するよう指図します。ただし、交換の請求を行なった受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、交換必要口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、交換請求受付日の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とし、店頭売買有価証券市場で取引される銘柄の株式については最終価格又はこれに準ずるものとして合理的に算出した価格とします。）に上記「交換で交付する銘柄・株数の計算」に基づき計算された株数を乗じて得た金額とします。

(交換による株式の交付等)

受益者は、交換のための振替受益権の抹消の申請の手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

(c) 受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権

2 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行なうときは、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者と協議に基づいて受益権の買取りを停止すること、およびすでに受付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして計算されたものとします。

上記(a)、(b)及び(c)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

なお、ファンドにおいては1口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 [※] の金融商品取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

＜追加信託金額の計理処理＞

- (i) 追加信託に相当する金額は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た額に前記「1 申込(販売)手続等 ※2」中の経費に相当する金額を加えた額とします。
- (ii) 追加信託に相当する金額は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

＜受益権と株式の交換の計理処理＞

受益権と株式の交換にあっては、交換必要口数(交換の請求を行なった受益者が対象株価指数構成銘柄の発行会社等である場合において受益権を返還する場合は、当該受益権の口数を控除して得た口数)に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を交換(解約)差金として処理

します。

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします(2014年1月24日設定)。

（４）【計算期間】

毎年4月8日から10月7日までおよび10月8日から翌年4月7日までとします。

最終計算期間の終了日は、信託約款の規定によりこの信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

（i）委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ii）委託者は、信託財産の一部を受益権と交換することにより、受益権の口数が20営業日連続して10万口を下回った場合、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。

（b）信託期間の終了

（i）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項（i）」について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ii）上記（i）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（iii）上記（i）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

（iv）上記（i）から（iii）までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当

該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(c) 信託約款の変更等(iv)」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 信託約款の変更等

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

(ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(d) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(e) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約

または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(c)信託約款の変更等」(ii)に規定する書面に付記します。

(f) 金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益権について、別に定める金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

(g) 信託財産の登記等および記載等の留保等

(i) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

(ii) 上記(i)ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

(iii) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(iv) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(h) 有価証券売却等の指図

委託者は、信託財産に属する株式の売却の指図ができます。

(i) 再投資の指図

委託者は、株式の売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(j) 受託者による資金立替え

信託財産に属する株式について、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(k) 委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い

(i) 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(ii) 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(l) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、

裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(c)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(m) 受益権の分割および再分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託者は、信託契約締結日の受益権については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(n) 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(o) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(p) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行う場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権および名義登録

(a) 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または当該収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

受益者は、原則として上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は上記の登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、以下の通りとします。

(i) 受益権は、会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。

(ii)会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる上記(i)の受益者の氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）ならびにその他受託者が定める事項を書面等により受託者に届出するものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者からの申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。

(iii)会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記(i)の受益者の振替機関の定める事項を（当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて）振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。

＊2016年1月1日以後に行なう受託者への登録について適用し、同日前に行なった受託者への登録については、なお従前の例によるものとします。

2016年1月1日前に受託者への氏名または名称および住所の登録を行なった者は、同日から3年を経過した日以後最初に到来する計算期間の終了する日（同日において個人番号または法人番号を有しない者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定により同日以後に個人番号または法人番号が初めて通知された日から一月を経過する日とします。）までに、受託者に個人番号または法人番号の登録を行なうものとします。

上記に規定する収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

(b)受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

②信託終了時の交換等

委託者は、この信託が終了するときは、10万口以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の4営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

交換は、販売会社の営業所において行なうものとします。

受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の4営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

販売会社は、受益者に交換を行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取することを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の3営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。

委託者は、信託終了日の3営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託

者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

上記にかかわらず、次の場合には、信託終了日の基準価額をもとに販売会社はその受益権を買取ることを原則とします。

1. 受益者の有する口数から株式の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権

2. 10万口に満たない振替受益権(取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。)

販売会社は、受益者に取り買いを行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

株式の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から行ないません。

信託財産が買取った受益権については、前述の個別時価総額が確定した日から3営業日目に金銭の交付を行ないません。

受益者が、株式の交換について、交換開始日から10年間その交換の請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間(2019年10月8日から2020年4月7日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 (2019年10月 7日現在)	第13期 (2020年 4月 7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	91,179,166,479	75,869,274,144
株式	779,694,388,060	715,983,637,960
派生商品評価勘定	185,465,292	1,167,296,142
未収入金	8,397,796,140	9,989,996,620
未収配当金	7,734,101,953	9,178,670,157
未収利息	9,887,534	8,540,431
その他未収収益	52,467,706	74,210,990
差入委託証拠金	455,116,286	1,137,336,918
流動資産合計	887,708,389,450	813,408,963,362
資産合計	887,708,389,450	813,408,963,362
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	103,650,086	1,457,000
未払金	8,378,596,208	-
未払収益分配金	8,481,072,600	9,848,495,496
未払受託者報酬	194,667,653	213,861,028
未払委託者報酬	587,869,220	646,179,689
未払利息	50,410	68,386
有価証券貸借取引受入金	72,329,839,463	61,659,746,016
その他未払費用	238,163,388	91,084,492
流動負債合計	90,313,909,028	72,460,892,107
負債合計	90,313,909,028	72,460,892,107
純資産の部		
元本等		
元本	657,339,666,984	681,539,337,122
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	140,054,813,438	59,408,734,133
（分配準備積立金）	52,474,255	65,456,419
元本等合計	797,394,480,422	740,948,071,255
純資産合計	797,394,480,422	740,948,071,255
負債純資産合計	887,708,389,450	813,408,963,362

（２）【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期 自 2019年 4月 8日 至 2019年10月 7日	第13期 自 2019年10月 8日 至 2020年 4月 7日
営業収益		
受取配当金	9,362,654,597	10,770,371,640
有価証券売買等損益	△19,271,848,497	△84,167,373,237
派生商品取引等損益	△308,719,232	△1,198,965,468
その他収益	115,604,755	176,553,991
営業収益合計	△10,102,308,377	△74,419,413,074
営業費用		
支払利息	△8,205,755	△11,687,114
受託者報酬	194,667,653	213,861,028
委託者報酬	587,869,220	646,179,689
その他費用	192,722,531	237,094,368
営業費用合計	967,053,649	1,085,447,971
営業利益又は営業損失（△）	△11,069,362,026	△75,504,861,045
経常利益又は経常損失（△）	△11,069,362,026	△75,504,861,045
当期純利益又は当期純損失（△）	△11,069,362,026	△75,504,861,045
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	143,680,868,704	140,054,813,438
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,489,806,004	15,144,402,670
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,489,806,004	15,144,402,670
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,565,426,644	10,437,125,434
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,565,426,644	10,437,125,434
分配金	8,481,072,600	9,848,495,496
期末剰余金又は期末欠損金（△）	140,054,813,438	59,408,734,133

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2019年10月 8日から2020年 4月 7日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第12期 2019年10月 7日現在	第13期 2020年 4月 7日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 56,540,484口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 58,621,997口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 14,103円	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 12,639円
3. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券 69,036,766,310円	3. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券 61,322,373,310円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期 自 2019年 4月 8日 至 2019年10月 7日	第13期 自 2019年10月 8日 至 2020年 4月 7日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程

項目		
当期配当等収益額	A	9,486,465,107円
分配準備積立金	B	22,341,152円
配当等収益合計額	C=A+B	9,508,806,259円
経費	D	975,259,404円
収益分配可能額	E=C-D	8,533,546,855円
収益分配金	F	8,481,072,600円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	52,474,255円
口数	H	56,540,484口
1口当たり分配金	I=F/H	150円

2. その他費用

その他費用のうち156,818,882円は、対象指数についての商標使用料であります。

項目		
当期配当等収益額	A	10,958,612,745円
分配準備積立金	B	52,474,255円
配当等収益合計額	C=A+B	11,011,087,000円
経費	D	1,097,135,085円
収益分配可能額	E=C-D	9,913,951,915円
収益分配金	F	9,848,495,496円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	65,456,419円
口数	H	58,621,997口
1口当たり分配金	I=F/H	168円

2. その他費用

その他費用のうち173,256,388円は、対象指数についての商標使用料であります。

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

第12期 自 2019年 4月 8日 至 2019年10月 7日	第13期 自 2019年10月 8日 至 2020年 4月 7日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左
---	----

(2)金融商品の時価等に関する事項

第12期 2019年10月 7日現在	第13期 2020年 4月 7日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第12期 自 2019年 4月 8日 至 2019年10月 7日	第13期 自 2019年10月 8日 至 2020年 4月 7日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第12期 自 2019年 4月 8日 至 2019年10月 7日		第13期 自 2019年10月 8日 至 2020年 4月 7日	
期首元本額	583,370,079,056円	期首元本額	657,339,666,984円
期中追加設定元本額	97,505,273,954円	期中追加設定元本額	60,401,359,994円
期中一部交換元本額	23,535,686,026円	期中一部交換元本額	36,201,689,856円

2 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	第12期 自 2019年 4月 8日 至 2019年10月 7日	第13期 自 2019年10月 8日 至 2020年 4月 7日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
株式	△13,302,133,201	△86,737,466,485
合計	△13,302,133,201	△86,737,466,485

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第12期(2019年10月 7日現在)				第13期(2020年 4月 7日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年 超				うち1年 超		
市場取引								
株価指数先物取引								
買建	17,538,958,286	—	17,622,804,000	81,815,206	23,486,736,918	—	24,655,750,000	1,165,839,142
合計	17,538,958,286	—	17,622,804,000	81,815,206	23,486,736,918	—	24,655,750,000	1,165,839,142

（注）時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2020年4月7日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	日本水産	634,400	456.00	289,286,400	貸付有価証券 3,100株
		マルハニチロ	91,600	2,256.00	206,649,600	貸付有価証券 200株
		国際石油開発帝石	2,545,100	678.40	1,726,595,840	貸付有価証券 1,293,900株（24,600株）
		安藤・間	377,700	666.00	251,548,200	貸付有価証券 157,200株
		東急建設	185,800	545.00	101,261,000	貸付有価証券 500株
		コムシスホールディングス	225,000	2,604.00	585,900,000	貸付有価証券 2,300株
		大成建設	488,500	3,305.00	1,614,492,500	
		大林組	1,465,000	954.00	1,397,610,000	貸付有価証券 1,700株
		清水建設	1,486,700	831.00	1,235,447,700	貸付有価証券 8,700株
		長谷工コーポレーション	567,100	1,100.00	623,810,000	
		鹿島建設	1,150,100	1,088.00	1,251,308,800	
		西松建設	112,900	2,077.00	234,493,300	
		三井住友建設	353,900	443.00	156,777,700	
		前田建設工業	366,900	834.00	305,994,600	貸付有価証券 207,100株
		戸田建設	608,400	622.00	378,424,800	
		熊谷組	67,900	2,381.00	161,669,900	貸付有価証券 800株
		大東建託	175,500	10,170.00	1,784,835,000	
		N I P P O	121,200	2,288.00	277,305,600	
		五洋建設	580,800	549.00	318,859,200	
		住友林業	371,100	1,272.00	472,039,200	貸付有価証券 15,900株
		大和ハウス工業	1,449,400	2,654.50	3,847,432,300	貸付有価証券 5,600株
		積水ハウス	1,602,800	1,798.00	2,881,834,400	貸付有価証券 219,600株
		協和エクシオ	222,100	2,305.00	511,940,500	

九電工	102,800	2,827.00	290,615,600	
森永製菓	110,000	4,310.00	474,100,000	
江崎グリコ	139,000	4,555.00	633,145,000	貸付有価証券 50,900株（14,400株）
カルビー	213,700	3,020.00	645,374,000	
ヤクルト本社	322,500	6,410.00	2,067,225,000	
明治ホールディングス	310,000	7,600.00	2,356,000,000	
日本ハム	179,200	3,505.00	628,096,000	貸付有価証券 500株
アサヒグループホール ディングス	981,900	3,458.00	3,395,410,200	貸付有価証券 422,600株（92,500 株）
キリンホールディングス	1,988,500	2,096.50	4,168,890,250	貸付有価証券 659,700株（199,200 株）
サントリー食品インター ナショナル	313,700	4,195.00	1,315,971,500	貸付有価証券 50,800株
キッコーマン	337,400	4,725.00	1,594,215,000	貸付有価証券 800株
味の素	1,035,400	1,905.50	1,972,954,700	貸付有価証券 100株
キューピー	261,100	1,971.00	514,628,100	貸付有価証券 1,700株
アリアケジャパン	42,800	6,520.00	279,056,000	貸付有価証券 400株
ニチレイ	223,300	2,904.00	648,463,200	
東洋水産	241,200	5,220.00	1,259,064,000	
日清食品ホールディング ス	199,300	8,970.00	1,787,721,000	
日本たばこ産業	2,707,300	1,990.50	5,388,880,650	貸付有価証券 1,841,700株（46,500 株）
帝人	373,200	1,727.00	644,516,400	貸付有価証券 6,900株
東レ	3,312,700	459.20	1,521,191,840	
ゴールドウイン	82,900	5,570.00	461,753,000	貸付有価証券 1,600株
王子ホールディングス	1,912,600	564.00	1,078,706,400	
クラレ	720,600	1,071.00	771,762,600	貸付有価証券 139,500株（1,800株）
旭化成	3,032,600	751.20	2,278,089,120	

昭和電工	325,700	2,282.00	743,247,400	貸付有価証券 214,200株（92,500株）
住友化学	3,361,400	318.00	1,068,925,200	
日産化学	254,100	3,690.00	937,629,000	貸付有価証券 600株
東ソー	707,200	1,260.00	891,072,000	
トクヤマ	131,900	2,157.00	284,508,300	貸付有価証券 200株
デンカ	167,000	2,852.00	476,284,000	貸付有価証券 5,000株
信越化学工業	785,600	11,165.00	8,771,224,000	貸付有価証券 1,300株
エア・ウォーター	425,500	1,421.00	604,635,500	
大陽日酸	439,700	1,562.00	686,811,400	貸付有価証券 200株
三菱瓦斯化学	425,600	1,262.00	537,107,200	
三井化学	415,400	1,895.00	787,183,000	
J S R	426,400	1,973.00	841,287,200	
三菱ケミカルホールディングス	3,058,500	638.10	1,951,628,850	貸付有価証券 29,500株
ダイセル	625,900	780.00	488,202,000	
積水化学工業	983,800	1,380.00	1,357,644,000	
アイカ工業	137,200	3,035.00	416,402,000	
宇部興産	231,000	1,631.00	376,761,000	貸付有価証券 4,100株
日立化成	211,500	4,610.00	975,015,000	貸付有価証券 35,000株（28,900株）
ダイキョーニシカワ	96,500	463.00	44,679,500	
日油	172,300	3,485.00	600,465,500	
花王	1,118,500	8,830.00	9,876,355,000	貸付有価証券 299,000株（44,400株）
日本ペイントホールディングス	377,600	5,630.00	2,125,888,000	貸付有価証券 55,300株
関西ペイント	514,000	2,027.00	1,041,878,000	
D I C	193,200	2,303.00	444,939,600	貸付有価証券 13,300株
資生堂	928,200	6,432.00	5,970,182,400	貸付有価証券 362,000株（200株）
ライオン	607,400	2,314.00	1,405,523,600	貸付有価証券

				3,100株
コーセー	87,900	13,540.00	1,190,166,000	貸付有価証券 3,400株（3,400株）
ポーラ・オルビスホールディングス	199,400	2,084.00	415,549,600	貸付有価証券 128,600株（55,100株）
小林製薬	130,900	10,350.00	1,354,815,000	貸付有価証券 15,500株（10,500株）
日東電工	322,400	4,945.00	1,594,268,000	貸付有価証券 600株
ニフコ	171,500	1,890.00	324,135,000	
ユニ・チャーム	900,400	4,139.00	3,726,755,600	貸付有価証券 595,500株
協和キリン	469,900	2,375.00	1,116,012,500	貸付有価証券 94,200株（300株）
武田薬品工業	2,985,200	3,471.00	10,361,629,200	
アステラス製薬	4,050,400	1,657.00	6,711,512,800	貸付有価証券 100株
大日本住友製薬	346,300	1,342.00	464,734,600	貸付有価証券 2,900株
塩野義製薬	597,300	5,393.00	3,221,238,900	貸付有価証券 800株
日本新薬	122,300	7,680.00	939,264,000	
中外製薬	487,000	13,020.00	6,340,740,000	貸付有価証券 144,000株（14,800株）
科研製薬	80,000	5,500.00	440,000,000	
エーザイ	559,200	7,476.00	4,180,579,200	貸付有価証券 900株
小野薬品工業	1,072,800	2,518.50	2,701,846,800	
久光製薬	123,500	4,825.00	595,887,500	貸付有価証券 14,900株
参天製薬	870,200	1,838.00	1,599,427,600	
沢井製薬	95,900	5,860.00	561,974,000	
第一三共	1,336,800	7,072.00	9,453,849,600	
大塚ホールディングス	890,000	4,168.00	3,709,520,000	貸付有価証券 76,900株
ペプチドリーム	237,400	3,465.00	822,591,000	貸付有価証券 110,400株
出光興産	525,500	2,565.00	1,347,907,500	貸付有価証券 5,900株

J X T Gホールディングス	7,027,600	393.50	2,765,360,600	貸付有価証券 4,200株
コスモエネルギーホールディングス	135,200	1,643.00	222,133,600	
横浜ゴム	270,500	1,280.00	346,240,000	貸付有価証券 62,800株
ブリヂストン	1,345,700	3,286.00	4,421,970,200	貸付有価証券 545,500株（99,800株）
住友ゴム工業	419,700	963.00	404,171,100	貸付有価証券 31,700株（15,700株）
A G C	461,800	2,520.00	1,163,736,000	貸付有価証券 144,300株
太平洋セメント	295,000	1,981.00	584,395,000	
東海カーボン	489,400	907.00	443,885,800	貸付有価証券 203,800株（77,000株）
T O T O	333,700	3,600.00	1,201,320,000	貸付有価証券 3,200株
日本碍子	570,100	1,333.00	759,943,300	
日本特殊陶業	363,600	1,470.00	534,492,000	貸付有価証券 1,300株
ニチアス	127,900	2,066.00	264,241,400	貸付有価証券 1,300株
日本製鉄	2,067,500	901.00	1,862,817,500	貸付有価証券 129,600株（82,500株）
ジェイ エフ イーホールディングス	1,247,600	702.00	875,815,200	貸付有価証券 827,400株（569,500株）
日立金属	497,700	1,092.00	543,488,400	
日本軽金属ホールディングス	1,168,900	165.00	192,868,500	貸付有価証券 20,000株
住友金属鉱山	590,500	2,333.00	1,377,636,500	貸付有価証券 500株
DOWAホールディングス	116,900	2,830.00	330,827,000	貸付有価証券 800株
古河電気工業	143,500	1,887.00	270,784,500	貸付有価証券 6,500株
住友電気工業	1,727,300	1,064.00	1,837,847,200	
S U M C O	553,000	1,460.00	807,380,000	貸付有価証券 365,400株（310,800株）

三和ホールディングス	435,500	849.00	369,739,500	
リンナイ	89,800	7,760.00	696,848,000	貸付有価証券 600株
東プレ	86,200	1,100.00	94,820,000	
アマダ	587,300	853.00	500,966,900	
オーエスジー	213,500	1,359.00	290,146,500	貸付有価証券 145,200株
DMG森精機	292,300	882.00	257,808,600	貸付有価証券 198,500株
ディスコ	62,600	22,890.00	1,432,914,000	貸付有価証券 300株
ナブテスコ	272,200	2,538.00	690,843,600	貸付有価証券 48,000株
三井海洋開発	49,100	1,408.00	69,132,800	貸付有価証券 29,400株
SMC	146,600	47,310.00	6,935,646,000	
小松製作所	2,115,900	1,793.50	3,794,866,650	貸付有価証券 9,500株
住友重機械工業	267,400	2,061.00	551,111,400	貸付有価証券 2,000株
日立建機	187,200	2,299.00	430,372,800	貸付有価証券 4,700株
ハーモニック・ドライ ブ・システムズ	97,800	4,670.00	456,726,000	貸付有価証券 66,300株（22,400株）
クボタ	2,478,400	1,284.00	3,182,265,600	貸付有価証券 1,018,500株（174,900 株）
ダイキン工業	595,200	13,720.00	8,166,144,000	貸付有価証券 1,500株
ダイフク	238,700	6,980.00	1,666,126,000	貸付有価証券 12,500株（12,500株）
竹内製作所	78,200	1,348.00	105,413,600	貸付有価証券 51,100株
T P R	62,800	1,102.00	69,205,600	
日本精工	879,500	645.00	567,277,500	貸付有価証券 4,800株
ジェイテクト	448,100	705.00	315,910,500	貸付有価証券 2,400株
THK	271,800	2,157.00	586,272,600	貸付有価証券 178,800株（12,600 株）
マキタ	609,200	3,390.00	2,065,188,000	貸付有価証券

				2,000株
三菱重工業	782,900	2,638.00	2,065,290,200	
I H I	336,500	1,198.00	403,127,000	貸付有価証券 3,000株
コニカミノルタ	1,020,700	407.00	415,424,900	貸付有価証券 9,600株
ブラザー工業	570,500	1,734.00	989,247,000	貸付有価証券 3,400株
ミネベアミツミ	867,200	1,596.00	1,384,051,200	
日立製作所	2,244,700	3,138.00	7,043,868,600	
三菱電機	4,671,300	1,307.00	6,105,389,100	
富士電機	281,500	2,432.00	684,608,000	貸付有価証券 100株
安川電機	502,800	2,898.00	1,457,114,400	貸付有価証券 335,300株（85,200 株）
東芝テック	58,500	3,325.00	194,512,500	
日本電産	1,124,300	5,468.00	6,147,672,400	貸付有価証券 800株
日新電機	109,500	924.00	101,178,000	
オムロン	418,800	5,690.00	2,382,972,000	貸付有価証券 100株
日本電気	566,700	3,920.00	2,221,464,000	
富士通	450,300	9,943.00	4,477,332,900	
ルネサスエレクトロニクス	2,233,300	408.00	911,186,400	貸付有価証券 87,200株
セイコーエプソン	579,600	1,075.00	623,070,000	貸付有価証券 62,600株
アルバック	85,900	2,625.00	225,487,500	貸付有価証券 57,700株
エレコム	51,700	4,175.00	215,847,500	貸付有価証券 500株（300株）
パナソニック	5,337,300	832.80	4,444,903,440	
富士通ゼネラル	126,800	1,944.00	246,499,200	貸付有価証券 31,100株
ソニー	1,999,200	6,690.00	13,374,648,000	貸付有価証券 4,800株
T D K	225,500	8,140.00	1,835,570,000	貸付有価証券 600株
アルプスアルパイン	413,400	1,000.00	413,400,000	貸付有価証券 3,300株

ヒロセ電機	72,400	11,100.00	803,640,000	貸付有価証券 400株
横河電機	428,600	1,357.00	581,610,200	貸付有価証券 400株
アズビル	294,800	2,806.00	827,208,800	
日本光電工業	193,000	3,600.00	694,800,000	
堀場製作所	92,500	5,370.00	496,725,000	貸付有価証券 62,600株
アドバンテスト	347,300	4,645.00	1,613,208,500	貸付有価証券 1,600株
キーエンス	334,300	35,800.00	11,967,940,000	貸付有価証券 194,800株
シスメックス	333,800	7,841.00	2,617,325,800	貸付有価証券 2,600株
OBARA GROUP	24,200	2,334.00	56,482,800	
レーザーテック	205,100	5,190.00	1,064,469,000	貸付有価証券 6,500株
スタンレー電気	328,400	2,187.00	718,210,800	
カシオ計算機	413,200	1,598.00	660,293,600	貸付有価証券 7,800株
ファナック	443,900	14,365.00	6,376,623,500	
浜松ホトニクス	335,000	4,535.00	1,519,225,000	
京セラ	657,200	6,152.00	4,043,094,400	貸付有価証券 1,200株
太陽誘電	207,800	2,808.00	583,502,400	貸付有価証券 45,100株（1,200株）
村田製作所	1,372,200	5,622.00	7,714,508,400	
小糸製作所	279,800	3,680.00	1,029,664,000	
SCREENホールディングス	81,000	4,065.00	329,265,000	貸付有価証券 8,000株
キヤノン	2,514,800	2,282.00	5,738,773,600	貸付有価証券 1,003,700株（179,500株）
東京エレクトロン	296,400	22,105.00	6,551,922,000	貸付有価証券 800株
トヨタ紡織	136,100	1,206.00	164,136,600	
豊田自動織機	378,100	5,060.00	1,913,186,000	
デンソー	1,028,500	3,643.00	3,746,825,500	
川崎重工業	363,500	1,477.00	536,889,500	
いすゞ自動車	1,353,600	701.70	949,821,120	

トヨタ自動車	1,790,500	6,618.00	11,849,529,000	
日野自動車	583,300	582.00	339,480,600	貸付有価証券 1,100株
アイシン精機	384,600	2,621.00	1,008,036,600	
マツダ	1,374,500	559.00	768,345,500	貸付有価証券 318,100株
本田技研工業	3,678,100	2,355.50	8,663,764,550	
スズキ	925,900	2,756.00	2,551,780,400	
S U B A R U	1,450,300	1,874.00	2,717,862,200	貸付有価証券 600株
ヤマハ発動機	609,200	1,302.00	793,178,400	貸付有価証券 112,500株
豊田合成	150,800	1,753.00	264,352,400	
シマノ	174,800	15,460.00	2,702,408,000	貸付有価証券 38,500株（34,500株）
テイ・エス テック	108,500	2,519.00	273,311,500	
テルモ	1,321,900	3,687.00	4,873,845,300	貸付有価証券 2,300株
島津製作所	558,200	2,868.00	1,600,917,600	貸付有価証券 5,200株
ブイ・テクノロジー	21,900	3,195.00	69,970,500	貸付有価証券 7,500株
東京精密	84,700	3,170.00	268,499,000	
ニコン	755,800	995.00	752,021,000	貸付有価証券 58,600株
オリンパス	2,584,800	1,557.50	4,025,826,000	貸付有価証券 2,100株
H O Y A	932,900	9,659.00	9,010,881,100	
朝日インテック	528,900	2,684.00	1,419,567,600	貸付有価証券 45,800株
バンダイナムコホール ディングス	483,000	5,408.00	2,612,064,000	貸付有価証券 1,200株
パイロットコーポレー ション	76,300	3,375.00	257,512,500	貸付有価証券 51,900株
タカラトミー	209,500	783.00	164,038,500	貸付有価証券 2,800株
ヤマハ	277,800	4,310.00	1,197,318,000	貸付有価証券 1,900株
ピジョン	282,300	4,185.00	1,181,425,500	貸付有価証券 160,600株（5,000株）
任天堂	286,500	43,190.00	12,373,935,000	

中部電力	1,429,200	1,461.00	2,088,061,200	貸付有価証券 100株
関西電力	1,770,000	1,129.00	1,998,330,000	
東北電力	1,167,000	1,006.00	1,174,002,000	
九州電力	962,800	876.00	843,412,800	貸付有価証券 8,000株
電源開発	371,700	2,110.00	784,287,000	
東京瓦斯	898,400	2,564.50	2,303,946,800	
大阪瓦斯	906,500	2,012.00	1,823,878,000	
東武鉄道	492,700	3,480.00	1,714,596,000	
相鉄ホールディングス	199,300	2,688.00	535,718,400	
東急	1,178,200	1,698.00	2,000,583,600	
小田急電鉄	694,800	2,330.00	1,618,884,000	貸付有価証券 2,500株
京王電鉄	242,400	6,140.00	1,488,336,000	貸付有価証券 11,000株
京成電鉄	325,100	2,997.00	974,324,700	貸付有価証券 300株
東日本旅客鉄道	822,200	8,062.00	6,628,576,400	貸付有価証券 200株
西日本旅客鉄道	416,300	7,420.00	3,088,946,000	
東海旅客鉄道	388,400	17,545.00	6,814,478,000	
西武ホールディングス	626,900	1,229.00	770,460,100	
近鉄グループホールディングス	442,400	5,050.00	2,234,120,000	貸付有価証券 100株
阪急阪神ホールディングス	590,100	3,575.00	2,109,607,500	
京阪ホールディングス	262,600	4,700.00	1,234,220,000	貸付有価証券 100株
名古屋鉄道	485,000	3,080.00	1,493,800,000	貸付有価証券 1,700株
日本通運	156,300	5,070.00	792,441,000	
ヤマトホールディングス	775,600	1,907.00	1,479,069,200	
山九	123,000	4,135.00	508,605,000	
日立物流	81,100	2,444.00	198,208,400	
日本航空	796,400	1,855.50	1,477,720,200	貸付有価証券 82,500株
ANAホールディングス	808,700	2,352.50	1,902,466,750	貸付有価証券 549,400株（60,800株）

日鉄ソリューションズ	68,700	2,555.00	175,528,500	
T I S	458,400	1,915.00	877,836,000	貸付有価証券 6,300株
ネクソン	1,278,100	1,784.00	2,280,130,400	貸付有価証券 315,200株
コロプラ	150,300	819.00	123,095,700	貸付有価証券 61,700株（10,800株）
ティーガイア	40,700	2,027.00	82,498,900	
ガンホー・オンライン・ エンターテイメント	110,500	1,545.00	170,722,500	貸付有価証券 72,700株
GMOペイメントゲート ウェイ	75,400	8,140.00	613,756,000	貸付有価証券 51,200株（4,000株）
アカツキ	16,200	3,600.00	58,320,000	
野村総合研究所	649,800	2,357.00	1,531,578,600	貸付有価証券 6,100株
オービック	158,900	14,640.00	2,326,296,000	
Zホールディングス	6,294,900	355.00	2,234,689,500	
トレンドマイクロ	203,800	4,855.00	989,449,000	貸付有価証券 71,100株（11,300株）
日本オラクル	92,900	9,510.00	883,479,000	貸付有価証券 2,900株
伊藤忠テクノソリュー ションズ	208,900	3,150.00	658,035,000	貸付有価証券 4,400株
大塚商会	248,000	4,550.00	1,128,400,000	貸付有価証券 44,800株（11,300株）
デジタルガレージ	82,500	3,450.00	284,625,000	貸付有価証券 1,200株
日本ユニシス	143,100	2,927.00	418,853,700	
日本テレビホールディン グス	382,600	1,229.00	470,215,400	貸付有価証券 3,500株
日本電信電話	4,664,900	2,594.50	12,103,083,050	
K D D I	3,416,200	3,251.00	11,106,066,200	貸付有価証券 7,500株
光通信	47,300	18,850.00	891,605,000	貸付有価証券 200株
N T T ドコモ	3,386,100	3,382.00	11,451,790,200	
東宝	270,500	3,280.00	887,240,000	貸付有価証券 104,200株（200株）
エヌ・ティ・ティ・デー タ	1,220,500	1,031.00	1,258,335,500	貸付有価証券 3,000株
スクウェア・エニックス	195,500	5,000.00	977,500,000	

ス・ホールディングス				
カプコン	216,100	3,440.00	743,384,000	
S C S K	105,800	5,000.00	529,000,000	
コナミホールディングス	166,500	3,365.00	560,272,500	貸付有価証券 1,900株
ソフトバンクグループ	2,201,000	4,129.00	9,087,929,000	貸付有価証券 8,700株
双日	2,541,200	244.00	620,052,800	
アルフレッサ ホール ディングス	511,300	2,094.00	1,070,662,200	
神戸物産	158,700	4,500.00	714,150,000	貸付有価証券 107,800株
ダイワボウホールディン グス	39,100	5,620.00	219,742,000	
T O K A I ホールディン グス	243,100	891.00	216,602,100	貸付有価証券 200株
シップヘルスケアホール ディングス	73,700	4,500.00	331,650,000	
コメダホールディングス	100,300	1,505.00	150,951,500	貸付有価証券 67,700株
第一興商	91,300	2,761.00	252,079,300	
メディパルホールディン グス	496,500	2,093.00	1,039,174,500	貸付有価証券 4,000株
日本ライフライン	136,300	1,287.00	175,418,100	貸付有価証券 100株
伊藤忠商事	3,218,100	2,139.00	6,883,515,900	貸付有価証券 1,000株
丸紅	4,789,200	519.00	2,485,594,800	貸付有価証券 32,800株
豊田通商	513,500	2,331.00	1,196,968,500	
兼松	171,600	1,036.00	177,777,600	貸付有価証券 200株
三井物産	4,044,000	1,504.00	6,082,176,000	
日立ハイテク	159,800	7,980.00	1,275,204,000	貸付有価証券 108,500株
住友商事	2,903,000	1,190.50	3,456,021,500	貸付有価証券 800株
三菱商事	3,228,700	2,235.00	7,216,144,500	
岩谷産業	102,100	3,665.00	374,196,500	貸付有価証券 16,000株
P A L T A C	73,700	5,420.00	399,454,000	

日鉄物産	32,800	3,420.00	112,176,000	貸付有価証券 1,000株
ミスミグループ本社	576,700	2,281.00	1,315,452,700	貸付有価証券 100株
ローソン	116,400	5,690.00	662,316,000	貸付有価証券 72,000株（2,400株）
エービーシー・マート	71,800	5,070.00	364,026,000	貸付有価証券 48,700株（3,500株）
日本マクドナルドホールディングス	192,800	4,970.00	958,216,000	貸付有価証券 97,700株
セリア	110,000	3,040.00	334,400,000	貸付有価証券 400株
ビックカメラ	272,900	853.00	232,783,700	貸付有価証券 65,400株（37,100株）
MonotaRO	327,100	2,802.00	916,534,200	貸付有価証券 222,200株（45,600株）
J. フロント リテイリング	549,400	754.00	414,247,600	貸付有価証券 372,700株（307,200株）
マツモトキヨシホールディングス	190,200	3,920.00	745,584,000	貸付有価証券 2,400株
ZOZO	316,400	1,551.00	490,736,400	貸付有価証券 4,500株
ウエルシアホールディングス	136,800	7,310.00	1,000,008,000	貸付有価証券 24,500株
クリエイトSDホールディングス	77,500	2,719.00	210,722,500	貸付有価証券 11,100株
すかいらくホールディングス	515,600	1,480.00	763,088,000	貸付有価証券 350,200株
コスモス薬品	20,300	25,380.00	515,214,000	貸付有価証券 13,800株（500株）
セブン&アイ・ホールディングス	1,799,900	3,581.00	6,445,441,900	貸付有価証券 960,600株（164,000株）
ツルハホールディングス	100,000	14,020.00	1,402,000,000	貸付有価証券 17,000株（15,400株）
クスリのアオキホールディングス	41,200	8,640.00	355,968,000	貸付有価証券 23,500株（4,200株）
ノジマ	81,800	1,742.00	142,495,600	
良品計画	610,900	1,089.00	665,270,100	貸付有価証券 54,900株
パン・パシフィック・イ	1,011,200	2,008.00	2,030,489,600	貸付有価証券

ンターナショナルホ				73,500株
ゼンショーホールディングス	220,400	1,941.00	427,796,400	貸付有価証券 4,200株
ワークマン	47,500	6,140.00	291,650,000	貸付有価証券 32,200株（12,600株）
ユナイテッドアローズ	48,200	1,592.00	76,734,400	貸付有価証券 4,500株
スギホールディングス	91,900	5,740.00	527,506,000	貸付有価証券 700株
ファミリーマート	367,600	1,955.00	718,658,000	貸付有価証券 207,400株（9,100株）
しまむら	53,500	5,920.00	316,720,000	貸付有価証券 34,000株（3,300株）
丸井グループ	421,700	1,628.00	686,527,600	貸付有価証券 2,400株
イオン	1,770,500	2,150.50	3,807,460,250	貸付有価証券 334,900株
イズミ	93,500	2,882.00	269,467,000	貸付有価証券 63,600株
ヤオコー	52,200	6,550.00	341,910,000	貸付有価証券 10,000株
ケーズホールディングス	444,000	1,053.00	467,532,000	貸付有価証券 3,400株
アインホールディングス	56,500	6,120.00	345,780,000	貸付有価証券 36,600株
ニトリホールディングス	199,200	15,400.00	3,067,680,000	貸付有価証券 35,700株
ファーストリテイリング	61,500	43,100.00	2,650,650,000	貸付有価証券 30,700株（3,200株）
サンドラッグ	173,100	3,550.00	614,505,000	
めぶきフィナンシャルグループ	2,394,100	213.00	509,943,300	貸付有価証券 400株
コンコルディア・フィナンシャルグループ	2,709,900	308.00	834,649,200	
新生銀行	338,100	1,499.00	506,811,900	貸付有価証券 2,000株
あおぞら銀行	274,500	1,923.00	527,863,500	貸付有価証券 4,800株
三菱UFJフィナンシャル・グループ	23,242,300	415.60	9,659,499,880	貸付有価証券 23,600株
りそなホールディングス	5,056,200	334.30	1,690,287,660	貸付有価証券 19,800株

三井住友トラスト・ホールディングス	870,900	3,121.00	2,718,078,900	
三井住友フィナンシャルグループ	3,087,400	2,724.00	8,410,077,600	
千葉銀行	1,537,600	469.00	721,134,400	貸付有価証券 1,900株
セブン銀行	1,539,200	285.00	438,672,000	
みずほフィナンシャルグループ	62,608,300	124.00	7,763,429,200	
F P G	142,100	505.00	71,760,500	貸付有価証券 90,600株
S B I ホールディングス	514,600	1,611.00	829,020,600	貸付有価証券 31,100株
大和証券グループ本社	3,697,100	438.10	1,619,699,510	
野村ホールディングス	8,107,100	444.00	3,599,552,400	
松井証券	263,200	797.00	209,770,400	貸付有価証券 15,000株
S O M P Oホールディングス	866,300	3,550.00	3,075,365,000	貸付有価証券 300株
M S & A Dインシュアランスグループホール	1,204,700	3,060.00	3,686,382,000	
ソニーフィナンシャルホールディングス	378,600	1,793.00	678,829,800	
第一生命ホールディングス	2,607,300	1,364.50	3,557,660,850	貸付有価証券 68,300株
東京海上ホールディングス	1,647,600	5,007.00	8,249,533,200	
T & Dホールディングス	1,377,100	913.00	1,257,292,300	
全国保証	129,900	2,936.00	381,386,400	貸付有価証券 38,000株
芙蓉総合リース	48,300	5,320.00	256,956,000	貸付有価証券 100株
東京センチュリー	92,800	3,335.00	309,488,000	
イオンフィナンシャルサービス	282,000	1,055.00	297,510,000	貸付有価証券 83,400株
オリエントコーポレーション	1,246,200	115.00	143,313,000	貸付有価証券 500株
オリックス	2,881,800	1,235.00	3,559,023,000	
三菱U F J リース	1,169,400	483.00	564,820,200	貸付有価証券 300株
日本取引所グループ	1,322,400	2,062.00	2,726,788,800	貸付有価証券

				16,200株
いちご	586,400	250.00	146,600,000	貸付有価証券 356,500株
ヒューリック	961,700	1,039.00	999,206,300	貸付有価証券 471,100株（32,900株）
野村不動産ホールディングス	279,600	1,714.00	479,234,400	貸付有価証券 4,500株
プレサンスコーポレーション	75,600	1,010.00	76,356,000	貸付有価証券 24,200株（2,300株）
オープンハウス	133,700	2,203.00	294,541,100	貸付有価証券 700株
東急不動産ホールディングス	1,252,800	481.00	602,596,800	貸付有価証券 7,300株
飯田グループホールディングス	384,300	1,387.00	533,024,100	
パーク24	247,300	1,414.00	349,682,200	貸付有価証券 102,900株
三井不動産	2,272,400	1,984.50	4,509,577,800	
三菱地所	3,228,300	1,690.00	5,455,827,000	貸付有価証券 11,900株
東京建物	485,400	1,122.00	544,618,800	貸付有価証券 108,000株（25,100株）
住友不動産	1,035,700	2,555.00	2,646,213,500	
スターツコーポレーション	62,700	1,952.00	122,390,400	
イオンモール	231,000	1,263.00	291,753,000	貸付有価証券 63,800株（1,700株）
日本空港ビルデング	147,000	3,965.00	582,855,000	貸付有価証券 18,600株
ミクシィ	113,500	1,650.00	187,275,000	貸付有価証券 1,100株
ジェイエイシーリクルートメント	29,900	1,020.00	30,498,000	貸付有価証券 7,900株（7,600株）
日本M&Aセンター	337,200	2,851.00	961,357,200	
UTグループ	70,200	1,057.00	74,201,400	貸付有価証券 31,100株（18,000株）
エス・エム・エス	138,900	1,910.00	265,299,000	貸付有価証券 300株
パーソルホールディングス	446,300	1,017.00	453,887,100	貸付有価証券 1,800株（1,200株）

	総合警備保障	177,600	5,080.00	902,208,000	
	カカクコム	329,800	1,952.00	643,769,600	貸付有価証券 19,700株
	ディップ	62,900	1,715.00	107,873,500	貸付有価証券 38,300株
	ベネフィット・ワン	162,400	1,553.00	252,207,200	
	エムスリー	984,300	3,380.00	3,326,934,000	貸付有価証券 2,300株
	アウトソーシング	255,500	413.00	105,521,500	貸付有価証券 173,500株
	ディー・エヌ・エー	218,700	1,166.00	255,004,200	貸付有価証券 1,600株
	博報堂DYホールディングス	620,800	1,129.00	700,883,200	
	電通グループ	460,100	2,011.00	925,261,100	貸付有価証券 80,900株
	オリエンタルランド	474,700	14,195.00	6,738,366,500	貸付有価証券 86,400株
	リゾートトラスト	204,600	1,032.00	211,147,200	貸付有価証券 50,000株
	ユー・エス・エス	499,800	1,577.00	788,184,600	
	サイバーエージェント	256,700	4,120.00	1,057,604,000	貸付有価証券 154,900株
	楽天	2,080,700	856.00	1,781,079,200	貸付有価証券 529,600株（36,000株）
	エン・ジャパン	79,300	1,902.00	150,828,600	貸付有価証券 7,800株
	テクノプロ・ホールディングス	89,100	4,575.00	407,632,500	貸付有価証券 29,400株（16,700株）
	リクルートホールディングス	3,197,700	2,645.00	8,457,916,500	
	リログループ	244,000	2,270.00	553,880,000	
	カナモト	73,000	2,087.00	152,351,000	貸付有価証券 49,600株
	セコム	473,700	8,847.00	4,190,823,900	貸付有価証券 800株
	メイテック	55,200	4,005.00	221,076,000	貸付有価証券 500株
小計	銘柄数：399 組入時価比率：96.6%			715,983,637,960 100.0%	

合計			715,983,637,960	
----	--	--	-----------------	--

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2)備考欄の貸付有価証券の()内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2)株式以外の有価証券(2020年4月7日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2020年4月30日現在

I 資産総額	892,609,162,204円
II 負債総額	108,162,887,775円
III 純資産総額（I－II）	784,446,274,429円
IV 発行済口数	59,622,185口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	13,157円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換株式の交付および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2020年5月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

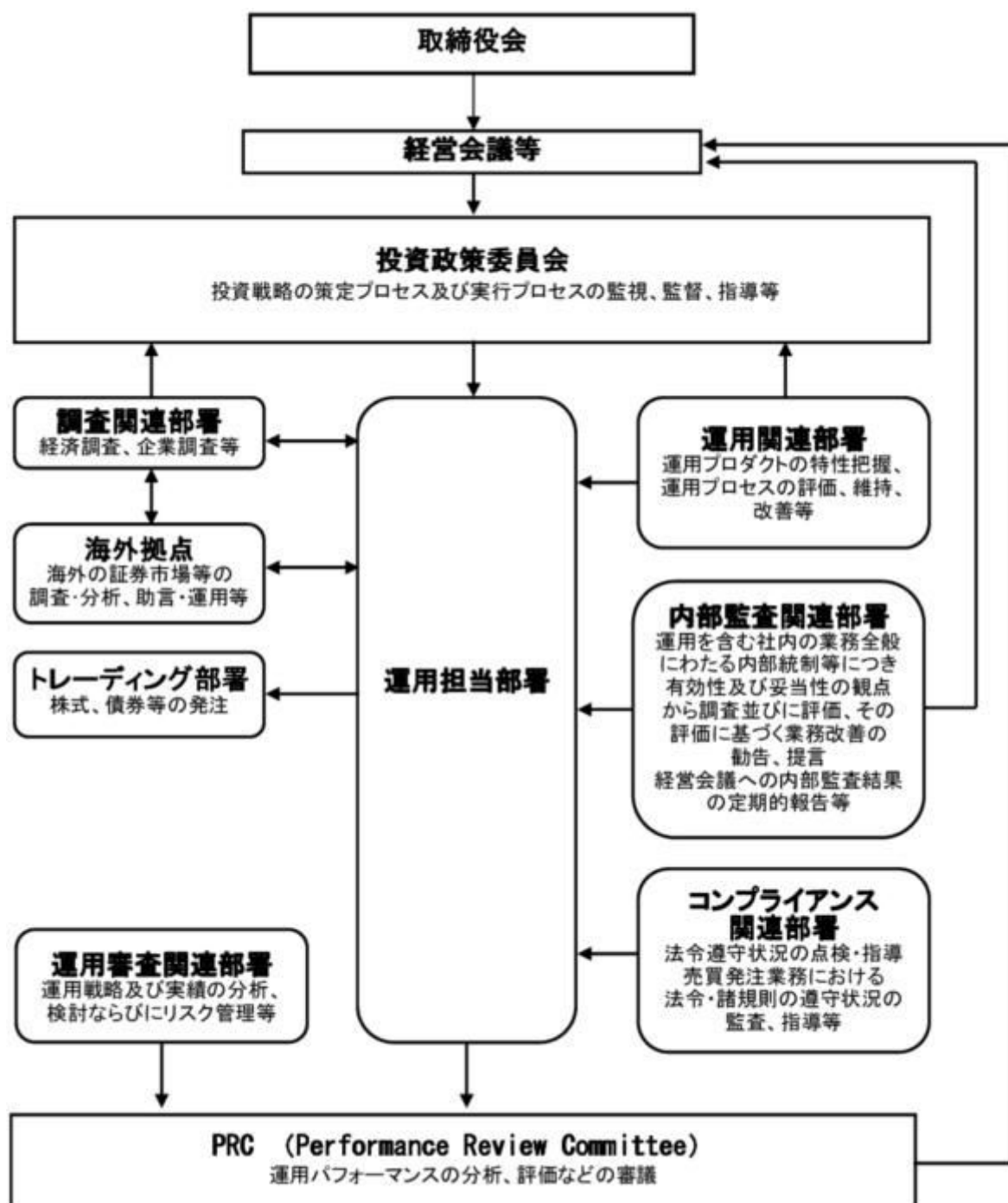
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2020年4月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	1,014	27,839,261
単位型株式投資信託	178	815,084
追加型公社債投資信託	14	5,415,240
単位型公社債投資信託	459	1,603,257
合計	1,665	35,672,842

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		919	1,562
金銭の信託		47,936	45,493
有価証券		22,600	19,900
前払金		0	-
前払費用		26	27
未収入金		464	500
未収委託者報酬		24,059	25,246
未収運用受託報酬		6,764	5,933
その他		181	269
貸倒引当金		△15	△15
流動資産計		102,937	98,917

固定資産					
有形固定資産			874		714
建物	※ 2	348		320	
器具備品	※ 2	525		393	
無形固定資産			7,157		6,438
ソフトウェア		7,156		6,437	
その他		0		0	
投資その他の資産			13,825		18,608
投資有価証券		1,184		1,562	
関係会社株式		9,033		12,631	
従業員長期貸付金		36		-	
長期差入保証金		54		235	
長期前払費用		36		22	
前払年金費用		2,350		2,001	
繰延税金資産		3,074		2,694	
その他		168		168	
貸倒引当金		△0		-	
投資損失引当金		-		△707	
固定資産計			23,969		25,761
資産合計			126,906		124,679

		前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			133		145
未払金	※ 1		17,853		16,709
未払収益分配金		1		0	
未払償還金		31		25	
未払手数料		7,884		7,724	
関係会社未払金		7,930		7,422	
その他未払金		2,005		1,535	
未払費用	※ 1		12,441		11,704
未払法人税等			2,241		1,560
前受収益			33		29
賞与引当金			4,626		3,792
流動負債計			37,329		33,942
固定負債					
退職給付引当金			2,938		3,219
時効後支払損引当金			548		558
固定負債計			3,486		3,777
負債合計			40,816		37,720
(純資産の部)					
株主資本			86,078		86,924
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,168		56,014

利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,483		55,329	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		29,876		30,723	
評価・換算差額等			11		33
その他有価証券評価差額金			11		33
純資産合計			86,090		86,958
負債・純資産合計			126,906		124,679

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		115,907	119,196
運用受託報酬		26,200	21,440
その他営業収益		338	355
営業収益計		142,447	140,992
営業費用			
支払手数料		45,252	42,675
広告宣伝費		1,079	1,210
公告費		0	0
調査費		30,516	30,082
調査費		5,830	5,998
委託調査費		24,685	24,083
委託計算費		1,376	1,311
営業雑経費		5,464	5,435
通信費		125	92
印刷費		966	970
協会費		79	86
諸経費		4,293	4,286
営業費用計		83,689	80,715
一般管理費			
給料		11,716	11,113
役員報酬		425	379
給料・手当		6,856	7,067
賞与		4,433	3,666
交際費		132	107
旅費交通費		482	514
租税公課		1,107	1,048
不動産賃借料		1,221	1,223
退職給付費用		1,110	1,474
固定資産減価償却費		2,706	2,835
諸経費		9,131	10,115
一般管理費計		27,609	28,433
営業利益		31,148	31,843

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	4,031		6,538	
受取利息		4		0	
その他		362		424	
営業外収益計			4,398		6,964
営業外費用					
支払利息		2		1	
金銭の信託運用損		312		489	
時効後支払損引当金繰入額		13		43	
為替差損		46		34	
その他		31		17	
営業外費用計			405		585
経常利益			35,141		38,222
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		20	
関係会社清算益	※ 3	-		29	
株式報酬受入益		75		85	
特別利益計			95		135
特別損失					
投資有価証券等評価損		2		938	
関係会社株式評価損		-		161	
固定資産除却損	※ 2	58		310	
投資損失引当金繰入額		-		707	
特別損失計			60		2,118
税引前当期純利益			35,176		36,239
法人税、住民税及び事業税			10,775		10,196
法人税等調整額			△439		370
当期純利益			24,840		25,672

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金		

当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837
当期変動額									
剰余金の配当							△25,598	△25,598	△25,598
当期純利益							24,840	24,840	24,840
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△758	△758	△758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			△25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△29	△29	△29
当期変動額合計	△29	△29	△788
当期末残高	11	11	86,090

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							△24,826	△24,826	△24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	846	846	846

当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
-------	--------	--------	-------	--------	-----	--------	--------	--------	--------

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			△24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法								
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。								

	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 投資損失引当金 子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。
5. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。
6. 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

【 未適用の会計基準等 】

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

【 表示方法の変更に関する注記 】

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期

首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,111百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,074百万円に含めて表示しております。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708百万円 器具備品 3,491 合計 4,200	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 736百万円 器具備品 3,106 合計 3,842

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,026百万円 支払利息 2	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1
※ 2. 固定資産除却損 建物 4百万円 器具備品 0 ソ フ ト ウ エ 53 ア 合計 58	※ 2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 3 ソ フ ト ウ エ 307 ア 合計 310
	※ 3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

◇ 金融商品関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	919	919	-
(2)金銭の信託	47,936	47,936	-
(3)未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4)未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5)有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-

その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6)未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7)未払費用	12,441	12,441	-
(8)未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約

に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2018年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			

譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	△660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	△518
年金資産の期末残高	17,373
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,163 百万円
年金資産	△17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	△3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	△2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	△414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	△40
確定給付制度に係る退職給付費用	887

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	△737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	△241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	△579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	△17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	△5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

退職給付引当金	3,219
前払年金費用	△2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	△434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	△38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,434	賞与引当金	1,175
退職給付引当金	910	退職給付引当金	998
投資有価証券評価減	417	投資有価証券評価減	708
未払事業税	409	未払事業税	288
投資損失引当金	-	投資損失引当金	219
ゴルフ会員権評価減	207	ゴルフ会員権評価減	192
時効後支払損引当金	169	時効後支払損引当金	172
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
子会社株式売却損	148	子会社株式売却損	148
未払社会保険料	107	未払社会保険料	82
その他	566	その他	466
繰延税金資産小計	4,543	繰延税金資産小計	4,625
評価性引当額	△735	評価性引当額	△1,295
繰延税金資産合計	3,808	繰延税金資産合計	3,329
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5	その他有価証券評価差額金	15
前払年金費用	728	前払年金費用	620
繰延税金負債合計	733	繰延税金負債合計	635
繰延税金資産の純額	3,074	繰延税金資産の純額	2,694
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.6%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	△0.2%	外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%
その他	△0.4%	その他	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入 (*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	2	未払費用	-

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	37,482	未払手数料	6,691

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（*2） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入 (*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

(イ) 子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	34,646	未払手数料	6,410

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（*2） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,714円33銭	1株当たり純資産額	16,882円89銭
1株当たり当期純利益	4,822円68銭	1株当たり当期純利益	4,984円30銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益		24,840百万円	25,672百万円
普通株式に係る当期純利益		24,840百万円	25,672百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数		5,150,693株	5,150,693株

中間財務諸表

◇ 中間貸借対照表

		2019年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		2,212
金銭の信託		42,268
有価証券		5,800
未収委託者報酬		25,161
未収運用受託報酬		4,788
その他		957
貸倒引当金		△15
流動資産計		81,173
固定資産		
有形固定資産	※ 1	679
無形固定資産		5,940
ソフトウェア		5,939
その他		0
投資その他の資産		17,485
投資有価証券		1,362
関係会社株式		12,869
前払年金費用		1,736
繰延税金資産		2,096
その他		420
投資損失引当金		△999
固定資産計		24,105
資産合計		105,278

		2019年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		11,888
未払収益分配金		0
未払償還金		25
未払手数料		7,472
関係会社未払金		3,649
その他未払金	※ 2	739
未払費用		9,291
未払法人税等		1,661
賞与引当金		2,294
その他		181
流動負債計		25,317
固定負債		
退職給付引当金		3,267
時効後支払損引当金		565
固定負債計		3,832
負債合計		29,150
(純資産の部)		
株主資本		76,122
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		45,212
利益準備金		685
その他利益剰余金		44,527
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		19,920
評価・換算差額等		6
その他有価証券評価差額金		6
純資産合計		76,128

負債・純資産合計		105,278
----------	--	---------

◇中間損益計算書

		自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		58,947
運用受託報酬		8,401
その他営業収益		158
営業収益計		67,507
営業費用		
支払手数料		20,298
調査費		13,552
その他営業費用		3,856
営業費用計		37,706
一般管理費	※ 1	14,394
営業利益		15,406
営業外収益	※ 2	5,561
営業外費用	※ 3	27
経常利益		20,940
特別利益	※ 4	44
特別損失	※ 5	410
税引前中間純利益		20,574
法人税、住民税及び事業税		5,116
法人税等調整額		610
中間純利益		14,847

◇中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
		資本剰余金			利益剰余金
				その他利益剰余金	株 主

	資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計	資本 合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当中間期変動額									
剰余金の配当							△25,650	△25,650	△25,650
中間純利益							14,847	14,847	14,847
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）									
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△10,802	△10,802	△10,802
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	19,920	45,212	76,122

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当中間期変動額			
剰余金の配当			△25,650
中間純利益			14,847
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△27	△27	△27
当中間期変動額合計	△27	△27	△10,830
当中間期末残高	6	6	76,128

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの…移動平均法による原価法
2 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 投資損失引当金 子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
6 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

◇中間貸借対照表関係

2019年9月30日現在	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	3,881百万円
※2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

◇中間損益計算書関係

自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	38百万円
無形固定資産	1,145百万円

※ 2	営業外収益のうち主要なもの		
	受取配当金	4,936百万円	
	金銭信託運用益	433百万円	
※ 3	営業外費用のうち主要なもの		
	時効後支払損引当金繰入	10百万円	
	為替差損	6百万円	
※ 4	特別利益の内訳		
	投資有価証券等売却益	1百万円	
	株式報酬受入益	43百万円	
※ 5	特別損失の内訳		
	投資有価証券等評価損	119百万円	
	投資損失引当金繰入額	291百万円	

◇中間株主資本等変動計算書関係

自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日				
1	発行済株式に関する事項			
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少
	普通株式	5,150,693株	—	—
				当中間会計期間末 5,150,693株
2	配当に関する事項			
	配当金支払額			
	2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。			
	・ 普通株式の配当に関する事項			
	(1) 配当金の総額		25,650百万円	
	(2) 1株当たり配当額		4,980円	
	(3) 基準日		2019年3月31日	
	(4) 効力発生日		2019年6月28日	

◇金融商品関係

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,212	2,212	-
(2)金銭の信託	42,268	42,268	-
(3)未収委託者報酬	25,161	25,161	-
(4)未収運用受託報酬	4,788	4,788	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,800	5,800	-
資産計	80,231	80,231	-
(6)未払金	11,888	11,888	-

未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,472	7,472	-
関係会社未払金	3,649	3,649	-
その他未払金	739	739	-
(7)未払費用	9,291	9,291	-
(8)未払法人税等	1,661	1,661	-
負債計	22,841	22,841	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券1,362百万円、関係会社株式12,869百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

◇有価証券関係

当中間会計期間末（2019年9月30日）

1. 満期保有目的の債券(2019年9月30日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式(2019年9月30日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券(2019年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
譲渡性預金	5,800	5,800	-
小計	5,800	5,800	-
合計	5,800	5,800	-

◇セグメント情報等

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇1株当たり情報

自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日

1株当たり純資産額 14,780円24銭

1株当たり中間純利益 2,882円67銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	14,847百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	14,847百万円
期中平均株式数	5,150千株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

*2020年4月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,500百万円	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
J Pモルガン証券株式会社	73,272百万円	
シティグループ証券株式会社	96,307百万円	
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	35,765百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
BNPパリバ証券株式会社	102,025百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
メリルリンチ日本証券株式会社	83,140百万円	
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	62,149百万円	
UBS証券株式会社	32,100百万円	

*2020年4月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務ならびに信託終了時の交換の交付等を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年12月26日	有価証券届出書の訂正届出書
2019年12月26日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井純子
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井雄一郎
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村健二郎
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

大久保 照 代

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小 林 弘 幸

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信の2019年10月8日から2020年4月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信の2020年4月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年11月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井純子
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井雄一郎
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村健二郎
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監

査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。